

ちまたで目にする



トレンド用語解説

【スワット(SWOT)分析】 (ジャンル:経営)

スワット (SWOT) 分析とは、企業の立ち位置を明確化し、競争力を高めるためにどのような戦略が必要なのかを見いだす手法を指す。

具体的には、Strengths (強み)、Weaknesses (弱み)、Opportunities (機会)、Threats (脅威) の4つの要素を分析する。

Strengths (強み) は、他社に対して優れている点を指し、どのように市場で競争するかを考える基盤になる。Weaknesses (弱み) は、弱みや課題を明らかにし、克服への第一歩とすること。Opportunities (機会) は、市場や顧客層を分析し、新たなビジネスチャンスを見つけること。Threats (脅威) は、外部環境におけるネガティブ要因を洗い出し、リスク管理につなげることができる。

とうけいきょう 2025 年 8 月号より

警備員スピリット

第3章 関係法令 第2節 憲法



7 社会権 (2) 勤労権、勤労条件の基準、児童の保護

参照条文 (憲法)

(勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)
第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
3 児童は、これを酷使してはならない。

すべての国民に、勤労の権利があると同時に、義務もあることをここに明示している。

勤労の権利は社会権であり、営業の自由や労働の自由を意味するものではない。この勤労権の保障は、生活権の実質的裏付けのためであり、国家は国民の生活を保障する責務を負っているから、働く意思と能力がある者に、就業の機会を与え、その失業を防止する責務を負っている。

具体的には、労働の意思と能力を持つ者が、会社等の私企業のところに就職できないときに、国に対して労働の機会の提供を要求し、それでも職につけないときには、相当の生活費の支払いを請求することができる権利であるとされている。

勤労条件の基準に関しては、勤労条件の公正を期することが目的である。この規定に基づいて労働基準法などが制定されている。

児童は、心身の发育途上にあるものであるから、その发育を阻害しないように、労働することが必要な場合であっても、その年齢にふさわしい軽易な労働に限られるべきである。

労働基準法においては、満15歳に満たない児童を労働者として使用してはならないことを原則とし、満18歳に達しない者を、深夜業、危険有害業務又は坑内労働に使用することを禁じている。

全国警備業協会編集・発行「警備員教育教本」より

編集後記

新人教育、特にOJTの場合は、危険認識を育てることが重要とされています。その現場でのヒヤリ・ハット事例を予め伝えたり、車両や歩行者、他作業員を同時に観察する訓練や視界に入れるための立ち位置などを萎縮させないように指導することが大切です。新しい仲間が入社すればするほど、教える方も大変かもしれませんが、小さな成功体験を積ませることで自信や頑張ろうという気持ちを育てていくことが定着への鍵になっていくはずです。

■弊社対応エリア

急なご依頼にも一都三県、対応可能です。まずはお問合せください。



【東京都】

○千代田区 ○中央区 ○港区 ○新宿区
○文京区 ○台東区 ○墨田区 ○江東区
○品川区 ○目黒区 ○大田区 ○世田谷区
○渋谷区 ○中野区 ○杉並区 ○豊島区
○北区 ○荒川区 ○板橋区 ○練馬区
○足立区 ○葛飾区 ○江戸川区 ○三鷹市
○府中市 ○八王子市 ○立川市 ○武蔵野市
○昭島市 ○調布市 ○町田市 ○小金井市
○日野市 ○国立市 ○国分寺市 ○狛江市
○東大和市 ○武蔵村山市 ○多摩市 ○稲城市

■会社概要

社名	恒榮警備保障株式会社
所在地	東京都調布市布田3丁目55番地17
設立	平成3年11月
資本金	1200万円
代表取締役	今泉 紀
従業員	社員7名 警備員総数85名
業務内容	交通誘導業務
社員寮	中野寮、永山寮、稲城寮、稲田堤寮、橋本寮
免許	東京都公安委員会認定第30001567号
加盟団体	全国警備業協会加盟 東京都警備業協会加盟 多摩地区警備業連絡協議会加盟 (令和7年9月現在)

交通誘導のプロ集団

恒榮警備保障株式会社

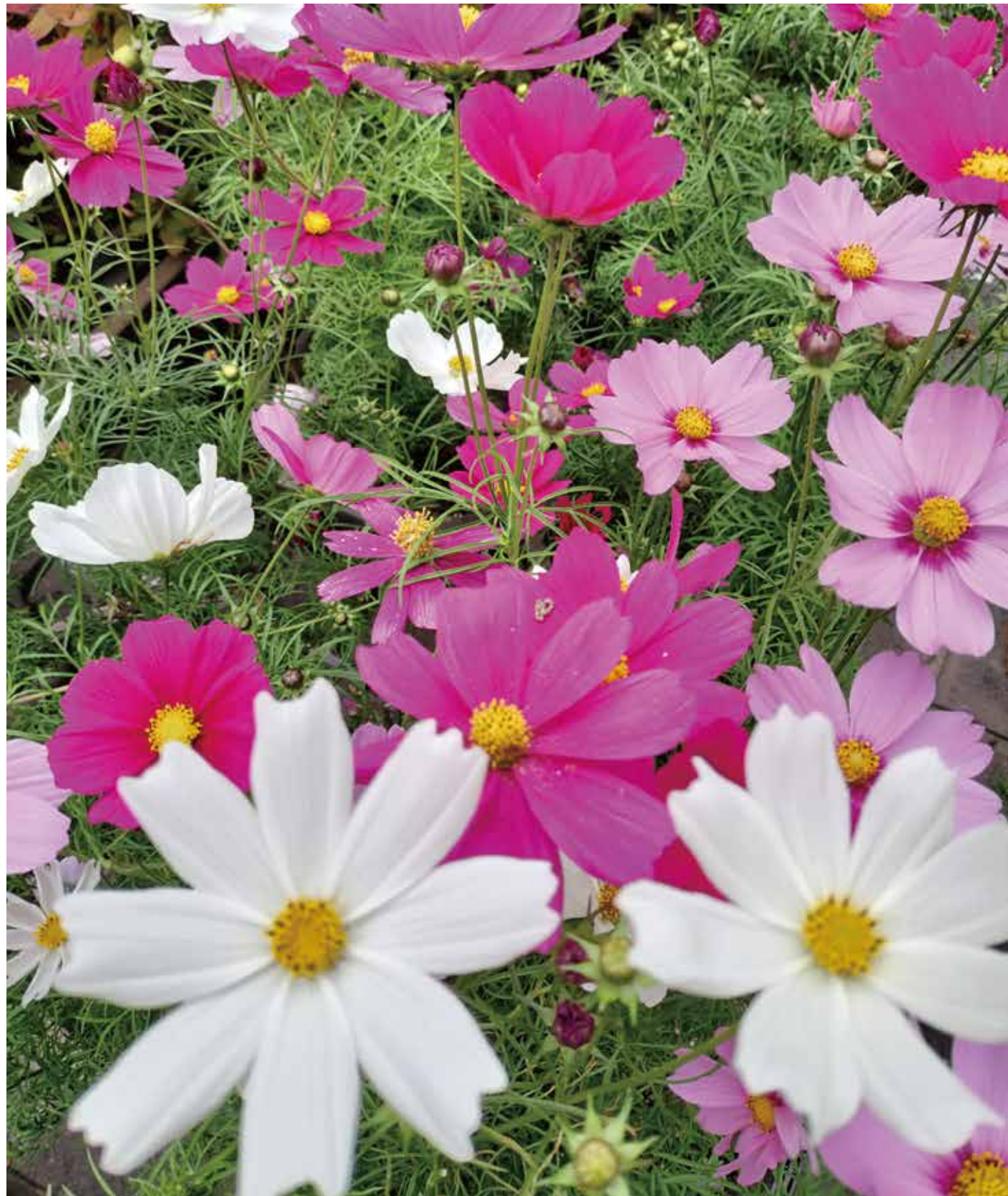
東京都調布市布田3丁目55番地17
TEL.042-487-5881(代) FAX.042-443-0366
<http://www.kouei-corp.jp/>

KOUEI 通信

ALWAYS We Provide the Best Service with the Best Mind.

2025年
秋

Vol.42



令和七年度上期現任研修

令和7年8月10日から9月7日までの約1ヶ月間、3回に分けて13時から18時まで
恒栄ビルの一階にて令和七年度上期現任研修を実施致しました。



新人とのコミュニケーションは積極的に、現場での不明点など相談できる関係性づくりに努めてください。

我が社では現在、求人に力を入れております。せっかく入社してくれた新人も長く働いてもらうためには、皆様との関係性づくりが非常に大切です。

初めての現場では分からないことばかりでしょう。質問や相談をされたときには、そっけない態度をするのではなく、きちんと必要な情報やアドバイスをすることで関係性のいい職場環境を作ることができます。クライアントへの紹介や挨拶も含めて円滑な現場を作り上げていきましょう。

現場での人為的な課題と改善策に関して

道路交通誘導の現場において多くの課題がありますが、警備員の高齢化によって起こる課題についてピックアップし、それと同時にその解決策について記載します。

①注意力の低下・ヒューマンエラー

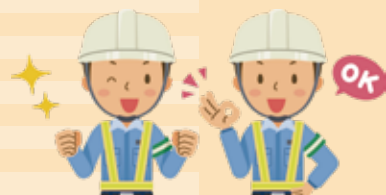
長時間の立ち仕事により、集中力の途切れ、合図の遅れや誤誘導



解決策 きちんとした睡眠、お酒の摂取を少なくする。睡眠不足は集中力低下に影響を及ぼします。また摂取量によってはなかなか眠ることができなったり、疲れが取れなかったりします。

②経験・スキルの差

新人や未熟な警備員は車両や歩行者への指示が不十分になりやすい



解決策 先輩警備員が現場で指導をする。高齢化が進む警備業界では、人と人の関係性が最も重要です。言葉遣いや、指導の仕方も十分配慮した上で品位を保ちつつ行ってください。

③生理現象や体調管理に関して



解決策 トイレ休憩や急な体調の悪化などはしっかりとクライアントに相談しつつ、指示を仰ぐようにしてください。その際に本社への連絡も欠かさずにしてください。なお、一方的な電話の後に報告後一切連絡に応じない等はしないでください。

2025年道路交通法改正と2026年の予定

2025年

3月24日

4月1日

●マイナ免許証の運用開始

運転免許証とマイナンバーカードが一体化した「マイナ免許証」の申請受付が開始

●普通 MT 免許のカリキュラム変更

AT 車での教習を基本とし、追加の MT 車教習を受けることで MT 免許を取得する形に変更。

●新基準原付制度の導入

最高出力が 4kW に制限された 125cc 以下のバイクも原付免許で運転できるようになる。

●軽貨物自動車安全管理者の選任と講習受講の義務化

事故が発生した場合、その概要や原因、再発防止対策などの記録を作成し、3 年間保存することが義務付けられる。

●車検制度の見直し

車検の受検可能期間が拡大される。車検証の有効期間満了日の「1 か月前」だったのが「2 か月前」に受検可能。

道路交通法改正 2026 年

2026 年

4月施行

●車が自転車等の右側を通過する際のルールの新設

車が自転車の右側を通過する際の新しいルールが導入されます。



運転者	取るべき対応	罰 則
自動車	自転車などとの間隔に応じた安全な速度で走行しなければならない	3 か月以下の拘禁刑または 5 万円以下の罰金 ※交通の危険を生じさせるおそれがある場合は、3 年以下の拘禁刑または 50 万円以下の罰金
自転車など	できる限り道路の左端に寄って走行しなければならない	5 万円以下の罰金

●自転車等に対する反則金制度の新設（青切符の導入）

自転車の交通違反に対し、反則金制度（青切符）が導入されます。これにより、警告や指導だけでなく、反則金が科されるようになります。自転車の青切符制度は、16 歳以上の自転車利用者が対象となります。具体的には、以下のような行為が挙げられます。



信号無視
指定場所一時不停止
通行区分違反（右側通行、歩道通行など）
通行禁止違反
遮断踏切立入り
歩道における通行方法違反
制動装置不良自転車運転
携帯やスマートフォンの使用
公安委員会遵守事項違反（傘差し）など

反則金は違反の程度や状況によって異なりますが、5,000 円～12,000 円程度が目安です。



●普通仮免許等の年齢要件引き下げ

準中型仮免許と普通仮免許の年齢要件が、17 歳 6 カ月に引き下げられます。引き下げの理由は、早生まれの人も高校卒業までに普通免許などを取得できるようにするためです。

9月施行

●生活道路での法定速度引き下げ

警察庁のデータによると、交通事故死者数全体の約半数が歩行中または自転車乗車中に発生しており、そのうち約半数が自宅から 500m 以内の身近な場所で発生しています。これを踏まえ、センターラインや中央分離帯がない道幅 5.5m 以下の生活道路での法定速度が 30km/h に引き下げられる予定です。これは、従来の法定速度である 60km/h からの大幅な引き下げとなります。生活道路の制限速度を 30km/h にした理由は、自動車の速度が 30km/h を超えると、歩行者との衝突時に致死率が急上昇するというデータがあるからです。